



中村会計だより夏号

令和6年分所得税の定額減税

減税の対象となるのは、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の居住者の方です。
減税額は、次の①～③（居住者に限ります）の合計金額です。

① 本人	30,000円
② 同一生計配偶者	30,000円
③ 扶養親族	1人につき 30,000円

※減税額は、減税計算をする前の所得税額が上限となります。

※住民税の減税は、市町村より通知されます。制度の詳細は、事務所通信特集号をご参照ください。

こんな場合は定額減税されるの？

Q1. 6/1に退職した人

A1. 6/1に退職した人は、基準日退職者に該当するので、扶養控除等申告書を提出していれば対象となります。その後、再就職先では減税処理を行いません。再就職の年末調整で精算が行われます。

Q2. 6/2以後に入社した人

A2. 年末調整において定額減税額の控除（年調減税）を受けることになります。

Q3. 配偶者が働いている

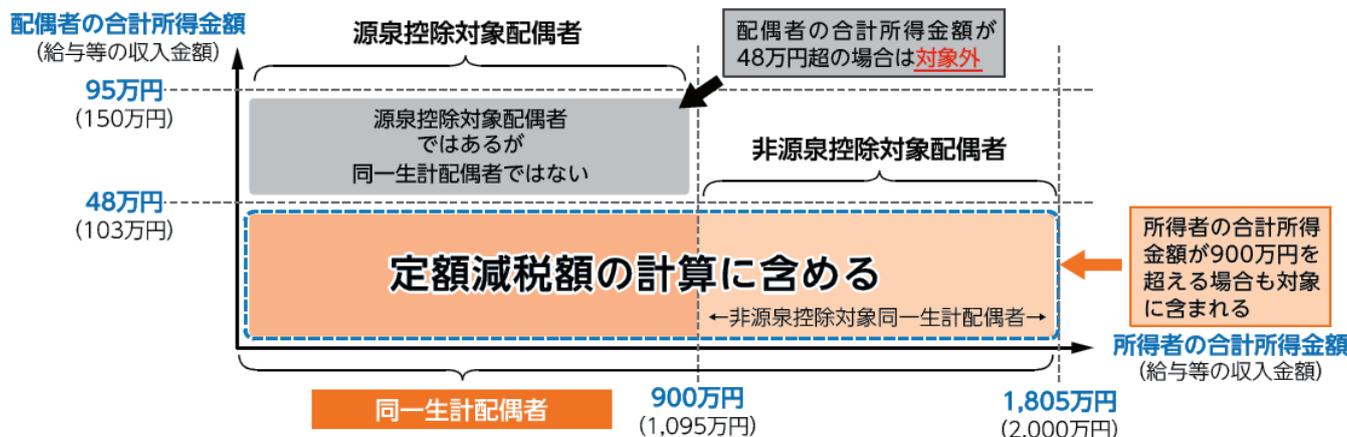
A3. 令和6年分の合計所得金額により異なります。

納税者の合計所得が900万円超 1,805万円以下で、配偶者の合計所得が48万円以下の場合、定額減税の計算に含めることができるので注意が必要です。

「源泉徴収に係る申告書」の提出が必要になります。

【参考】令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/yoshiki.htm>



Q4. 年の途中（基準日前・基準日後）の扶養親族の死亡

A4. 基準日前（5/31以前に死亡）…死亡日の現況で扶養親族であれば月次減税額に含めます。

基準日後（6/1以後に死亡）…年の中で死亡した場合については、死亡日の現況で扶養親族であると判定されるのであれば、年調減税額の計算に含めます。

Q5. 扶養親族の出生

A5. 令和6年1月2日以後に出生・死亡した扶養親族については、定額減税の対象となります。また、6月の基準日以降に扶養親族の人数が異なることとなっても、月次減税額の増額は行いません。こうした人数の移動により生ずる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告により精算されます。

Q6. 給与所得と公的年金所得の両方がある

A6. 定額減税額が給与と公的年金等で重複して控除された場合は、確定申告で最終的な所得税額と定額減税額を精算する必要があります。（徴収の可能性大）

Q7. 公的年金所得がある

A7. 定額減税額の控除を受けた方のうち、確定申告で最終的な精算をすることになるのは下記の通りです。

- ① 公的年金等と給与の両方について源泉徴収の段階で定額減税の適用を受けている
- ② 公的年金等所得に係る所得税額が定額減税額よりも少ない方のうち、公的年金等所得以外の所得がある
- ③ 提出している扶養親族等申告書に記載の同一生計配偶者や扶養親族の数に異動がある

Q8. 給与所得や公的年金以外（事業所得や不動産所得など）の所得がある

A8. 予定納税の有無により、手続が異なります。

【令和6年分の予定納税額がある方】

予定納税の減額申請の手続を行うことで、同一生計配偶者や扶養親族に係る定額減税額の控除を受けることができます。

【令和6年分の予定納税額がない方】

確定申告を行うことで、定額減税の適用を受けることができます。

Q9. 退職所得の源泉徴収

A9. 源泉徴収の際には定額減税を実施しません。ただし、給与等に係る源泉徴収において控除しきれなかった定額減税額がある場合には、令和6年分の確定申告書を提出することで、定額減税額の控除を受けることができます。

Q10. 副業している

A10. 定額減税額は、主たる給与の支払者のもとでのみ控除されることになっているため、従たる給与の支払者のもとで控除されることはありません。

定額減税額のうち主たる給与の支払者のもとで控除しきれなかった金額がある場合には、令和6年分所得税の確定申告の際に、主たる給与と従たる給与等を合わせたところで計算される年の所得税額との間で、控除しきれなかった金額を精算することになります。

Q11. 定額減税しきれない場合

A11. 調整給付として市町村より給付されます。給付時期については6月～7月が予定され、事前に申請書・確認書等が送付され必要事項を記載して返送を行います。

また、こちらの調整給付はR5年度の実績を基準にした見込み給付となる為、実際に計算した場合不足が生じるケースもあります。その場合はR7年に不足分を給付となります。

一方、逆のケースで過剰に調整給付を受ける場合について、現状では返還の義務はない予定。

※R6年4月時点でのQ&Aや浜松市への聞き取りを元に作成しています。

途中制度内容が変わるケースもありますので都度ご確認ください。